

●香川県告示第227号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により、次のとおり建築士事務所の閉鎖を命じた。

平成20年5月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 監督処分をした年月日

平成20年5月7日

2 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地

三木建設一級建築士事務所

香川県小豆郡土庄町湊崎甲2196-1

3 当該建築士事務所の開設者の名称及びその代表者の氏名

株式会社三木建設 代表取締役 吉川敬二

4 当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び当該建築士事務所の登録番号

一級建築士事務所 香川県知事登録第1468号

5 監督処分の内容

平成20年6月1日から4月間の建築士事務所の閉鎖

6 監督処分の原因となった事実

当該建築士事務所を管理する建築士が、建築士法第10条第1項の規定により懲戒処分を受けたこと。